

Popper Letters

2008

Vol.19, No.2.

日本ポパー哲学研究会事務局
(2008年1月号)

CONTENTS

〈論文〉

- | | | |
|---------------------------|-------|---|
| 算出可能性と説明責任 | 小河原 誠 | 1 |
| 反証主義と理論選択について——マスグレイト事件再考 | 大川 修司 | 3 |

〈研究会報告より〉

- | | | |
|---|-------|----|
| アカウンタビリティの可能性をめぐって
——「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」をめぐる視点から | 島 信夫 | 8 |
| L. v. ミーゼスにおける因果律と境界設定問題の方法論的解決
——ミラー氏のコメントに答えて | 徳丸 夏歌 | 15 |

〈書評〉

- | | | |
|--|-------|----|
| <i>Science and Selection: Essays on Biological Evolution
and the Philosophy of Science</i> | 富塚 嘉一 | 17 |
|--|-------|----|

〈報告〉

- | | | |
|-------------------------------------|-------|----|
| Rethinking Popper (2007年国際ポパー学会) 報告 | 徳丸 夏歌 | 19 |
|-------------------------------------|-------|----|

〈事務局より〉

- | | | |
|---------|--|----|
| 会員総会議事録 | | 19 |
|---------|--|----|



(論文)

算出可能性と説明責任

小河原誠 (北里大学)

「算出可能性」と「説明責任」の原語は、周知のように、ともに「アカウントビリティ」(accountability 英語)である。少なくとも日本語で考える限り、この二つの言葉は、意味するところが相当に異なるように思われる。しかしながら、原語が同一であることから推測できるように、共通する部分も少なくない。以下では、この二つの言葉の共通するところと相違するところについて若干のコメントを述べておきたい。

§ 1 算出可能性の原理

ポパーは、『開かれた宇宙』(岩波書店、1999年)において、いわゆる「科学的」決定論を論駁するために算出可能性の原理を導入した。彼は、算出可能性が「科学的」決定論の必要条件であることを示し、そしてそれが成立しないことを論証することによって、「科学的」決定論の不成立を論じた。彼は、それによって形而上学的非決定論の導入を図ったわけである。

しかし、彼の議論に対する大方の評価は、こんにちでは、形而上学的非決定論の導入には成功しておらず、たかだか「科学的」決定論のもとの予測不可能性を論証したに過ぎないというものであろう。筆者は、ここでは細部に立ち入らないが、この評価を基本的に首肯する。

しかしながら、こうした評価とはべつに、算出可能性の原理そのものは利用価値のある概念だと思われる。というのは、「科学的」決定論が語っているのは、ある**決定論的な関係**の存在であると解釈するならば、そのもとで算出可能性の原理が成立すると解釈できるからである。この解釈のポイントは次の点にある。

「科学的」決定論は、世界の形而上学的決定性、すなわち、形而上学的決定論を前提としているが、そのようなものを前提とせず、また、「科学的」決定論が語るような**厳密な決定性**を前提とせずとも、われわれの世界においては、ゆるい決定性、すなわち、決定論的な関係が成立することを十分に認めうるからである。

たとえば、一定の利率で貯金をすれば、一定期間経過したあとには一定の利息を受け取ることができるという関係は、ここでいう**決定論的な関係**が成立しているからであるといえる。もちろん、貯金先の銀行が倒産することもあれば、利率が変更される場合もあるから、**厳密な決定性**は成立していない。しかしながら、

通常の世界生活のもとでは、一定の利率のもとで一定の利息を受け取るためには、どれくらいの資金をどの程度の期間預ければよいかは十分に算出可能である。ゆるい決定性しか存在しないところでも、算出可能性の原理は十分に機能する。

ここで言う決定論的な関係は、「科学的」決定論が想定するような法則的関係ではない。法則を構成する大事な要件のひとつは、そのなかに普遍名辞のみが現れて個別名辞が現れないということ、あるいは、個別名辞が出現しても普遍名辞に還元されうるということである。しかし、決定論的な関係においては、銀行名とか以下に挙げるもうひとつの例が示すように出発地名とか到着地名が出現するのみならず、この関係が持続する期間が言及されることになる。つまり、ここで言う決定論的な関係は、一定の条件が成立しているときにのみ出現する傾向とか趨勢 (Popper, *Poverty of Historicism*, section 27) でしかない。それは、普遍言明によってではなく、特称言明によって表現される。このような場合においても、算出可能性の原理は十分に想定できるのである。

§ 2 算出可能性と責任の概念

さて、算出可能性の概念と責任の概念とのあいだには綿密な関係がある。むしろ、算出可能性をもって責任を問うための原理として理解する向きもある。しかし、そこには十分に区別されるべき二つの概念、あるいは、責任を問うにあたっての二つの方向とでもいうべきものがあると思われる。それは、帰責の対象が何であるかという点から明らかにすることができるだろう。

算出可能性は、「科学的」決定論が想定する決定論的法則を論駁するために導入された。それは、第一義的には、反証された原因を法則に帰責するための原理であった。この点は少し詳しく述べると次のようになるだろう。

最初に予測値に許容される誤差範囲を指定しておく、そこから、逆に初期条件に許容される誤差範囲(精度)を算出し、そのうえで初期条件がその誤差範囲(精度)を充足していることを確認したうえで実験をしたとする。(もちろん、充足していなければ、反証が生じた場合の責任はそこに帰せられる)。初期条件がある誤差範囲(精度)内に収まっているならば、法則の決定論的性格からして予測についての実測値も最初に指定した誤差範囲内に収まらねばならないはずである。ところが、その実測値がその誤差範囲内に収まらなかったならば反証が生じたことになる。もはやその責任を初期条件に帰すことはできない。とすると、背景的知识に問題はないという条件のもとで、反証の責任は法

則が負うべきものとなる。

さて、算出可能性を帰責という観点から見れば、それは反証された責任を法則に求めている。第一に問われているのは、法則の誤りということであり、誤った法則を提起した人間の責任はせいぜい副次的に問われるに過ぎない。算出可能性の原理は、予測が反証された場合、前提中における初期条件ではなく、法則に責任を取らせるべく導入された原理である。もとより実験者に責任を取らせようとするものではない。

§ 3 人間の行為と責任

他方、通常の文脈で説明責任が語られるときには、行為者の責任が問題となっている。これは、法則に反証されたことの責任をとらせるという話に比べたとき、決定的に大きな相違点である。人間には自由と主体性があると想定されているから、責任も問われる。この概念と算出可能性の概念はどのようにかわるのであろうか。

説明責任が語られるのは、基本的に人間の行動の場面である。このような場面で、算出可能性の原理がかなり有効に効いてくるのは、たとえば、旅行といった場面だ。目的地に夜の八時には到着したいので、そのためには遅くとも朝六時半の電車に乗っていろいろ乗り継いでいかねばならないと考えたとしたら、到着時刻から出発すべきぎりぎりの時刻を算出している。こうした算出が可能になるのは、出発地から目的地へ旅行者が、不合理な行動をとらないかぎり、いわば**決定論的に**運ばれていくからである。その決定論的な関係は、もちろん、落下の法則などに比較したら、厳密性の度合いは低い。とはいえ、**決定論的な関係**が想定できるからこそ、算出可能性が生じた。

だが、旅行者がなんら不合理な行動をしていないにもかかわらず、予定通り目的地に到着できなかったとしたら、彼が想定した決定論的な関係は反証された言うべきだろう。たとえば、事故でタイヤが大幅に狂ったのかもしれない。事故が起こりうるということが、決定論的な関係の脆弱さを示している。このような場合、目的地に予定通りに到着できなかった責任は彼に帰せられるわけではないが、決定論的な関係を強固なものとして想定してそれを信じ込んだことは、やはり彼のミスとされるであろう。(結婚式に二日も前から出かけていく人もいる。)

ところが、旅行者がプラットフォームで駅弁を食べることに夢中になっていて接続列車に乗り遅れるといった不合理な・目的適合性のない行動をしていたならば、予定通り目的地に到着できなかった責任は彼にある。とうぜん彼には説明責任が課せられる。

説明責任の概念は、算出可能性を踏まえただけで、

目的適合性の概念との連結のもとで成立する概念である。

§ 4 結語

話を整理すると、責任は二方面から追及されるということだ。決定論的な関係についての想定ミスと不合理な行動が、責任を問われる対象となる。

以上に挙げた例で、算出可能性と説明責任との違いはなほどうか明確になったのではないかと思う。算出可能性の概念は、想定された決定論的(法則的)な関係が偽でないかを問いつづける原理であり、そして派生的に想定ミスを犯した人間の責任に言及する原理である。他方、説明責任の概念は、算出可能性を下敷きにするとはいえ、行為者の合理性を問いつづける原理である。

責任を帰すにあたっての、これら二つの方向性の違いは概念的には明確に異なるものだと思う。しかしながら、アカウントビリティの概念がここで述べてきたような「説明責任」の意味においてのみ理解されるのであれば、想定された決定論的な関係は偽ではないかと問いつづける算出可能性の概念が軽視されることになってしまうであろう。それは認識の進展にとって好ましいことではない。

また、算出可能性と人間の責任とのあいだに見られる深い関連は、日常的な意識のもとでは、いわば当然視されていると思われる。しかしながら、算出可能性にかんするポパーの議論の意義は、社会科学の重要な課題、たとえば、ウェーバーなどが目的と手段の連関の分析と呼んでいたものについて、分析のための基本的視角を用意し、社会科学と自然科学とのつながりを視野に入れることを可能にした点にあると思われる。これは、算出可能性と人間の責任という観点から算出可能性にかんするポパーの議論を見たときに評価してよい点ではないだろうか。

付記

本稿は、2007年7月7日のポパー哲学研究会での発表の一部を大きく整理したものである。発表の際には、このテーマにかかわる当然のことがら、すなわち、算出可能性という概念の分析、決定論の諸タイプ、自由意志論、決定論的カオスなどに言及した資料を用意したが、今日に至るも十分に整理することができなかった。本稿では、議論の帰結として比較的無難に主張できるとと思われることを整理するとどまったことを申し添えておきたい。



反証主義と理論選択について

——マスグレイト事件再考

大川修司

序

理論を受け容れるためにはその理論は正当化されていなければならない、と考えられている。対立する理論選択の場面に直面したとき、我々は普通「・・・という理由によりこちらの理論を選ぶ」というように理論選択の正当性を主張する。理論選択に限らず日常生活においても、こちらの店の方があちらの店よりも安くても良い食材を用いているからこちらの店に入ろう、というような理由づけをし、選択する。また、理由づけをする際には経験に基づく帰納法を用いている。

ポパーの反証主義思想は、いかに理論が発見されるかということではなく、理論が発見された後の理論の分析と評価に重きを置いている。従って、例えば問題に直面したとき、どの理論を用いてその問題に対処するかという理論選択の場面においてポパー哲学は多くを語っていない。このことは、古くは碧海氏が著書『合理主義の復権』¹の中で実在をありのままに把握する理論的認識と、特定の価値を選択する実践的評価とは全く異なる活動である、すなわち反証、実在、批判的アプローチといった認識論を倫理や政治の領域に及ぼそうとすることは難しい、という方法二元論の問題として提起していたし、最近のものとしてはゴンザレスが語る「ポパーの科学の方法論には限界がある。純粋な演繹法は、実際的な決断をするという文脈において合理的予測の問題を解決していない。」²といった評価にもつながってくるものである。同時に、ポパーは理論選択の際に自身が否定している帰納法による正当化を潜り込ませているのではないか、という批判にもつながっている。

反証主義は、この理論選択の問題にいかに対処したらよいのであろうか。マスグレイトは、命題あるいは理論が「真であると信じる」と「信じているものが真である」ことを明確に区別すべきであるという。反証主義を保持し、帰納法による正当化を否定したと

き、「正当化されていない命題あるいは理論が真であると信じることは理に適っている (reasonable)」と言う。反証のテストに耐えてさえいれば、それを真であると信じることは理に適っている、ということであり、信じているもの自体についての真偽とは別の問題であると主張する。マスグレイトによれば、このように捉えることが反証主義からの帰結であって、ポパーが見落としていた点である、ということである。

本稿は、マスグレイトの主張を取り上げ、ポパーの主張との相違を明確にしていくことを目的としている。

1 ポパーの客観主義

ある理論あるいは命題を正しい（真である）と信じることは明らかに主観的な判断であり、客観性を持たないことは明白である。では、「ある理論が正しい」という主張 (claim) はどうであろうか。命題が正しいか正しくないかは客観的判断に基づくものであるが、正しいと主張することは、主張する主体に依存する主観的判断を伴う。

同様に、理論を選択するとき、「理論_{T₂}より理論_{T₁}を選択する」と語る場合、その選択が理論を比較する客観的基準に基づくものなのか選択者の主観的な判断に基づくものかは明確ではない。

主観的判断と客観的判断とを区別して議論する方法は、例えばヒュームが提起した帰納法に関する問題として具体的に現れる。

最初にポパーがヒュームの帰納法の問題をどのように扱ってきたかということ为例にとり、ポパーの客観主義を整理しておこう。

ポパーは、ヒュームの帰納法の問題を、論理的問題と心理的問題に分類する。論理的問題とは、我々が経験する反復例から経験していない事象を推測することについて、それが正当化されるかという問いであり、心理的問題とは、経験していない事象が経験したものに適合すると人が期待し信じるのは何故か、という問いである。ヒューム自身の論理的問題に対する回答は、どんなに反復例が多くても正当化できないこと、心理的問題については、アイディアの相伴・反復という人の習性によるものであるということである。このように分析し、また説明における非合理性を排除するために、ポパーは、原理的に全ての主観的、心理的言葉（例えば信念など）を客観的な言葉に翻訳すること、信念について語る代わりに言明または説明理論で、印象の代わりに観察言明またはテスト言明で、信念の正当化の代わりに理論が真であるという主張の正当化について語ろう、と提案する。その上で、論理的形式的なモードに置き換える方法は、帰納法に関するヒュームの「反復例からの推測がいかにして正当化される

¹ 碧海純一(1977)『合理主義の復権』(増補版) pp138-139

² Gonzalez, W. The many faces of Popper's methodological approach to prediction in P.Catton and G.Macdonald (ed.) *Karl Popper*, pp78-98, Routledge

か」という論理的問題に適用され、心理的な問題は「論理において真であるものは心理的な問題においても真である」という形で解消されると考えている。

ヒュームの帰納法についての論理的問題は、「説明的な普遍理論が真であることは経験的な理由で正当化されるか」、「それらが真または偽であるということは経験的な理由で正当化されるか」、「真偽に関して対立する普遍的理論の選択は経験的な理由から正当化されるか」、という形で定式化される。このように定式化した上でポパーは、普遍的理論が真であることは正当化できないこと、偽であることはテスト言明が真であるという前提のもとで正当化できること、選択については偽であることが示されていない理論を選ぶべきであると主張している。

本稿のテーマである理論選択について付け加えると、理論選択は排除の方法によるものであり、理論が真であることが正当化できない以上真であることが選択の基準にはなり得ないということである。方法としては「試行と誤り排除」という行動原理をとろうということである。排除の方法としてポパーは、理論が批判(テスト)に対しどれだけ耐えているかというテストの結果を評価する検証度 (corroboration) というオリジナルの概念を導入する。理論を選択する場合、より厳しいテストに耐えた理論、すなわち検証度の高い理論を選ぶべきであるということである。

この「検証度の高い理論を選ぶ」という言葉はポパー自身も述べているように誤解を招きやすい。例えば、批判に耐えた理論を選ぶことは、ポパーが否定している過去の成功を未来に結びつける帰納法の原理を用いているのではないかと、といった批判もある。しかし、ポパーは、理論を比較する際、ある時点までの検証の度合いから一方の理論が好ましいと語ることはできるが、検証度は未来については何も語らないという。今後の議論においても重要な概念であり、微妙な問題であるので、この内容に関連したポパーの言葉を引用しておく。³

私はこのことを強調しなければならない。なぜなら私の『科学的発見の論理』の中の一節が、理論の未来での遂行能力の指標として検証度を用いた、というように解釈、あるいはむしろ誤解されていたから。・・・

では実際に理論を選択する場面において、合理的に選択するというをどのように考えたらよいのであ

³ Popper, K. (1979) *Objective Knowledge* p19, Oxford U.P

ろうか。この問いに対しポパーは最高度にテストされた理論を選ぶべきであるという。

「検証度の定義として私が提案する方式の主たる目的は、多くの場合より不確かな仮説が好ましい、ということを示すことである。・・・」とも語っている。

このように「論理で成り立つことは心理的な問題でも成り立つ」ということを前提に、ポパーは「私はアイデアや理論に興味を持っており、人がそれらを信じるかどうかということは比較的重要ではないことを知っている」、「哲学者が信念に関心を持つことは、私が帰納法と呼ぶ誤った哲学から生ずると考える」⁴ と語っており、理論選択における主観的(心理的)要素を徹底して排除する。

2 客観主義を徹底させることは難しい

ポパーの議論は、理論選択において主観的要素を排除することに成功しているであろうか。

最初に検証度という概念について再度検討してみよう。ポパーは理論を選択する際、我々は検証度の高い、つまり批判に耐えている理論を選ぶべきであるという。しかし、その選ばれた理論が正しい、あるいは真であるということとはできないのである。真であると考えることができない以上、この理論選択が正当化されることはないのである。

批判に耐えてきているということは、その選ばれた理論が正しいと信じる理由にはなるであろうが、信じるといった主観的な判断はポパーが排除しようとしているものである。しかし、ポパーが語る「論理で成り立つことは心理でも成り立つ」ことは認めることはできるとしても、論理的には成り立たない、すなわち真であると考えることができないからといって、心理的にも成り立たない、例えば信じることができない、というわけではないのである。このように考えると、ポパーが検証度という概念を導入した理由が不明瞭になってしまう。心理的主観的要素を排除しようとするために導入した概念が、実は心理的に働いてくるのではないかと疑問が生じてくる。このような問題意識を持つと、一見奇妙に思われるマスグレイヴの議論も必ずしも受け容れ難いものとはいえないように思われる。マスグレイヴの議論は後に扱うとして、論理的に正しい理論選択とはどのような選択であろうか。

ポパーの言葉を引用すれば「不確かなもの」を選ぶという。反証という言葉を用いれば、反証可能性が大きいほど好ましい、ということである。「明日は晴れる」という仮説よりも「明日は午前中は晴れ、午後は雨が降る」という仮説の方が多くを語り、反証可能性も高

⁴ Popper, K 前掲書 p25

いのでより好ましい、という判断である。すると、理論 T_1 よりは理論の連言 $T_1 \wedge T_2$ 、 $T_1 \wedge T_2 \wedge T_3$ 、 \dots といった理論ほど好ましいことになってしまう。反証可能性だけを理論選択の基準とすることは現実離れしている。また、ポパー自身も、被説明項を A としたとき A と別の言明 B との連言を説明項(当然理論も説明項に含まれる)としてとることは可能であるとした上で「アドホックなものであり直観的にまったく満足できるものではない」と語っている。⁵ 論理的に成り立つことであっても理論選択の基準にはならない例であるといえよう。

次にポパーが排除する「信じる」という行為を取り上げてみよう。

例として量子力学の概念に関する問題を取り上げる。量子力学理論が形成された当時から盛んに議論されていた「分離不可能性」の問題がある。量子力学に従えば、2つの系 U、V がいったん相互作用した後分離したとする。このとき、U、V はもはや独立したものではなく、系 U の観測結果が系 V の状態に影響を及ぼす。この概念が理論自体に潜むものであるか、あるいは実体を伴う(実験で確かめることができる)ものか、という形で問題提起もされていた。一方の系に対する観測が別の系に対する観測に影響を持たないときに成り立つベルの不等式という関係が知られていた。このベルの不等式を実験で確かめようという試みが1970年代盛んに為された。デスパニアによれば、1971年から1976年の間に相当程度高い信頼の置ける8つの実験がなされ、そのうち2つの実験結果がベルの不等式が成り立つ、つまり分離不可能性は成り立たない、というものであった。⁶ 現在の量子力学のテキストでは、代表的な実験としてA. アスぺの実験(Alain Aspect 1982)が紹介され、アスぺの実験からベルの不等式は破られ分離不可能性は実験的に確かめられたとされている。

しかしデスパニアの報告にあるように、反証例も存在するのである。実験結果を受け容れ、さらに理論を受け容れることは客観的にあるいは論理的に判断できる事柄ではない。このことはクーン等からも指摘されていたことであり、ラカトシュの「一つの理論(研究プログラム)が別の理論に置き換えられたとき後知恵として反証例と認めよう、反証主義思想は科学史を合理的に再構成したときに認められるものである」、という主張にも繋がるものである。ポパーは自然科学、特に物理学の理論をモデルに反証主義思想を展開してい

ったが、その物理学においても「信じる」、「決断する」という主観的な要素は必要ではないかと思われる。

客観主義に関連した事項として、最後に言葉の使用法について考えてみたい。ポパーは頻繁に「正当化(justification)」という言葉を用いている。例えば、普遍命題が真であることは正当化できない、偽であることは正当化できる、といった文脈で正当化という言葉が用いられている。言葉の問題に深入りするつもりはないが、A. シュラムも指摘しているように言明が真であるとか偽であるということは論理的帰結の問題であり、正当化という言葉は適切ではないように思われる。シュラムは、カルナップのセマンティクス(人の性質などを考慮しない客観的なもの)とプラグマティクス(人の主観が関係するもの)の分類に従い、真偽の判断が適切にできるものを命題と呼び、合理性、正当性などと語ることができるものを、提案する姿勢(propositional attitude of person)と呼ぶことを提案し両者を区別している。⁷ その上で、正当性や合理性という言葉で語ることができるものは提案する姿勢に対してであって、ポパーの提案はこの二つを混同している、と語っている。ポパーの「主観的な言葉を客観的な言葉に置き換えよう」という試みはうまくいっていないことである。ポパーの「テスト言明が真であるという仮定から、説明的な普遍言明が偽であるという主張を時折正当化できる。」という言明は、全称命題は反例により偽であることが証明される論理的概念に基づいていることは確かである。私見であるが、この反証という概念を実際の科学的活動に適用しようと試みたポパーは、反証を論理的ではなく正当という言葉を用いることによって暗黙裏に信念、社会心理といった人間活動に伴う概念を潜り込ませたように思われる。

ポパーにとって自然の实在、社会の流れ、いずれも我々人間には確実に知ることができない世界であり、語り得ない世界である。实在論を保持しながらも人間の視点を基軸に置くポパーは、人間が實在にアプローチする手段として、「反証」を用いた。コルビが語るように⁸ 人間中心主義思想が根底にあるように思われる。

やや話が大きくなってしまったが、ポパーは人間の主観的要素を排除することに成功しているようには思われない。

⁷ Schramm, A. (2006) Methodological objectivism and critical rationalist 'induction' in *Karl Popper: A centenary assessment Vol. II*, p249, Ashgate

⁸ Corvi, R. (1997) *An introduction to the thought of Karl Popper*, Routledge

⁵ Popper, K. (1983) 『实在論と科学の目的』 p189

⁶ d'Espagnat, B. Quantum nonseparability: how the problem evolved from Einstein's time to ours

3 マスグレイヴの主張

ポパーとマスグレイヴの対立点を明確にする前に、始めにマスグレイヴの基本的な考え方を整理しておこう。⁹

マスグレイヴは、知識の問題を最も重要な哲学的問題と考え、知識の理論の歴史は、教条主義と懐疑主義との対立の歴史であると考えている。また、教条主義、懐疑主義いずれも、知識の問題は正当化された信念、確実な知識の問題として扱われ、教条主義者はそれに到達できると考えており、懐疑論者はそれを否定している、と捉えている。教条主義は懐疑主義者の批判に耐えられないという議論をした後、全ての信念は不確かであるからそれらすべては理不尽でありそれ故不合理なものである、という懐疑論者の議論を取り上げる。その中で、懐疑論の問題点として、マスグレイヴは、懐疑論者の「どんな信念も不確かで正当化できないことから、どんな信念も理に適合していないということが導かれる」という言葉の中に、「信念はそれが確実で正当化できるときだけ理に適合する」という原理を持ち込んでいる点を指摘する。

マスグレイヴは、全ての知識は正当化された真である信念、という見方よりはこれを知識の一つの種類である、という考えに基づいて知識と信念の結びつきを問題にする。例えば別の種類の知識として、パイナップルの匂いを知っている、自転車の乗り方を知っている、チェスのやり方を知っているといった感覚的、体験的な知識も存在する。知識と信念は必ずしも結びつく訳ではない、ということである。そこで、信念を持つことに対する合理性は、「信念は、もし厳しい批判に耐えられるならば理に適合する」という批判的合理主義の原理を導入する方法が考えられる。マスグレイヴは基本的にはこの立場をとっている。しかし、この原理を導入することは、より多くの批判に耐えているから信じることは正当であるという過去の成功を未来の事象に当てはめるといった正当化主義の一種のように見える。そこでマスグレイヴは「言明Pを正当化すること」と「人がPを信じることを正当化すること」を区別することを提案する。批判的合理主義者は、Pが厳しい批判に耐えたことはPを信じることは正当化されるが、P自体を正当化するものではない、と考えるべきであるとする。偽であると分かった信念を信じていた場合、それは信じたものが誤りであって信じたことが誤っていたわけではない、ということである。このような提案をもとに、批判的合理主義者マスグレイヴは「言明Pは厳しい批判に耐えたときだけPを信じることは理

に適合する」(マスグレイヴに従ってCR原理と呼ぶ。CRは *corroboration report* または *critical rationalism* を表す)という原理に基づき議論を進めていくのである。¹⁰

CR原理に関連して「言明Pは厳しい批判に耐えたときだけPを信じることは理に適合する」という原理自体の受け入れについてふれておく。マスグレイヴは、CR原理を、真であると考えることが理に適合しているという認識論の原理であって、真であるものについての形而上学的原理ではないと考える。CR原理を採用する理由を要求することは批判的合理主義が否定するところである。CR原理を受け入れるにはCR自身の基準によってのみ認められる、という循環論に陥ってしまう。循環論を認めるかどうかの選択の問題になるが、マスグレイヴはこの原理自身が検証に耐えているから信じることができると考えており、ポパーはそれを認めてはいない。

ポパーはマスグレイヴをどのように評していたのであろうか。シルブ編集の『カール・ポパーの哲学』におけるマスグレイヴの論文「Objectivism of Popper's epistemology」に対する「返答」の中で、ポパーは最初に「マスグレイヴの論文は、彼が私の認識論をとともよく理解しているということを示しており、我々の間で同意できない点はほとんどないと思う。」と語っている。¹¹ ポパーは、この言葉に表されているように、マスグレイヴを自らの思想の理解者として高く評価している。無論、マスグレイヴが「信じる」という主観的な要素を議論の中に持ち込んでいることには遺憾の意を表している。ポパーは、「マスグレイヴが『主観主義はそれ自身の正当性を立証することに成功しているかもしれない』と語る意図がわからない」¹² と語っている。この点を除けば、両者の考えは一致している。

両者とも、理論選択に際して検証度という概念を用いて、よくテストに耐えた理論を選ぶべきである、という。繰り返しになるが、検証された理論を選ぶことは、過去と未来を結びつける帰納主義者の仮定を用いることになる。帰納法による理論の正当化はできない、という点までは両者は同意している。

両者の決定的な相異点は、ポパーが信念形成として帰納法を用いることは論理的理由から真ではあり得ない、と考えている点である。ポパーは「私が信念の哲

⁹ Musgrave, A. (1993) *Common sense, science and skepticism*, C.U.P

¹⁰ Musgrave, A. (2004) How Popper solved the problem of induction, in *Karl Popper*, p23, Routledge

¹¹ Popper, K. (1974), Musgrave on my exclusion of psychologism, in *Philosophy of Karl Popper*, pp1078-1079, Open Court

¹² Popper, K. 前掲書 p1080

学者 (belief philosopher) でないことを誇りに思っている。哲学者が信念に対して関心を持つことは、帰納主義という誤った哲学から生まれるのではないか。」と語っているように、信念を徹底的に排除しようとする。一方で、ポパーは「どうすれば理論や信念を正当化できるか」、「理論とか信念になんらかの実証的正当化とか実証的理由を与えることができない」¹³ などと「理論」と「信念」という言葉を併記している。

マスグレイヴは、この信念という言葉が二つの意味を持っているにもかかわらず、区別されないまま混同されて用いられていることが混乱の原因であると考えている。マスグレイヴは、信念を、信じること (信じる行為) と信じることの内容 (命題) とに区別すべきであり、ポパーは信じることの内容のみに関心を持っており、信じるという行為を考慮していないこと、結果として信じるという行為と密接に関連する理論選択の問題が未解決で曖昧なままである、としている。

4 科学的活動において「信じること」を排除することは可能であろうか

ポパーはマスグレイヴのCR原理「言明Pは厳しい批判に耐えたときだけPを信じることは理に適う」を否定していることは繰り返し述べてきたことである。科学の言葉に言い換えると、証明されていない理論が真であると信じることは理に適っているというマスグレイヴに対し、ポパーは、理論が真であることを証明することができないから真であると信じることは不合理なことであると考え。見方を変えると「真である」という言葉が、客観的な論理的問題以外の場面で用いることができるかという言葉の語用法の問題のようにも見える。ここでは語用法の問題は扱わないが、科学的活動において「信じる」ことが入り込んでいるか否か、という観点から両者の違いを検討してみよう。

ポパーとマスグレイヴの論争の中で、ポパーの「理論が真であるという信念を持つことは不合理である」という批判に対し、マスグレイヴは「科学者は信念なしに仕事をやっていくことができるか、科学者は宗教の信者の確信とは異なるものの、確信を持った人ではないか」と反論する。¹⁴ ここでの問題は、ポラニーやクーンが肯定的に答える心理的問題であるが、マスグレイヴも彼らと同様に科学においても心理的要素は入り込んでいると考えている。信じることの正当化の議論と同様に、マスグレイヴは理論選択の正当化と理論自体の正当化を区別する。科学者は、「理論をテスト

するため、さらに発展させるため、新しい分野に応用できるかどうかを知るため、他の理論との論理的な関係を分析するなど、異なる目的で理論を選択する」のであり、その選択に際しどんな目的であっても理論は正当化されている必要はない、ということである。行動上の案内として検証度を用いるならば、正当化を必要とするものは、検証された理論や未来の予測ではなく、むしろ行動に導く理論を個人が選択するという心理的主観的な場面である、ということである。

科学者が新しい理論を考案する状況を考えてみよう。ポパーは、いかにして生まれたかという行為を研究することによって理論について学ぶ以上に、理論自体を研究することに意味があると考えている。結果として、いかにして科学理論は生まれるかについては関心をもたない。ポパーは、「どのようにして理論に思い至ったか、という事実に関する心理的、歴史的な問題は魅力的であるかもしれないが、妥当性についての論理的、方法論的、認識論的な問題にとっては意義がない」と語っている。一方マスグレイヴは、知識の成長は人の主観の働きによるものであるとした上で、「結果としての客観的知識に向かう前に、我々は原因である主観的なものから出発しなければならない」¹⁵ というように主観的知識の重要性を強調している。

知識の主観的次元と客観的次元の例として、アインシュタインの場合を取り上げてみよう。アインシュタインが宗教的信念に基づいて局在性原理や決定論を保持していたことは知られている。1940年の講演「科学と宗教」の中で、アインシュタインは「宗教なき科学は不完全であり科学なき宗教は盲目である」と語っている。確かにアインシュタインは量子力学を受け容れず、理論の発展にも貢献しなかった。ヤンマーは、アインシュタインの「科学なき宗教は盲目である」という言葉と量子力学に対する姿勢が一貫性を欠いていることを指摘している。¹⁶ ヤンマーの指摘は、「論理において真であるものは心理的問題においても真」というポパーの主張に繋がるものがある。しかし、アインシュタインが cosmic religious experience と呼ぶ宗教的信念は、彼自身だけでなくケプラーやニュートンの科学的探究の力の源となっていた、とアインシュタインは語っている。マスグレイヴはこの点を重要視するのである。

¹³ Popper, K. (1983) 『实在論と科学の目的』 p25,26

¹⁴ Musgrave, A. (1974) The objectivism of Popper's epistemology, 前掲書 p583

¹⁵ Musgrave, A. (1974) The objectivism of Popper's epistemology, 前掲書 p585

¹⁶ Jammer, M. (1999) *Einstein and religion*, P.U.P

を説明する記事は驚くほど少ない。この状況の中でアカウントビリティの適用は大別して四つの方法で行われている¹⁹。

第一の方法は受託責任または信託責任を解除する規範的实践としてアカウントビリティが成立することを説くものである。当事者が負う責任の一般的内容および当事者の置かれた状況に照らして、責任の遂行状況を検討するのが受託責任である。当然、その検討は実際の当事者の責任の遂行状況が報告された後に実施される。これを実施するのに欠かせないのが、当事者のアカウントビリティである²⁰。これは、著しく偏向のない客観的な報告をすることで解除される²¹。日本の日常会話でのアカウントビリティは報告者の自発的な報告を必要十分条件としており、報告内容をもって責任のあり方を客観的に検討することは問われない。第一の方法は、こうした立場と異なり、社会における

¹⁹ 朝日新聞の紙面で「アカウントビリティ（説明責任）」が最初に登場したのは1994年である。なお2007年9月現在まで、アカウントビリティは朝日新聞紙面に248回登場している。

²⁰ 社会通念におけるアカウントビリティは、責任の遂行状況が客観的に報告されているかを問題にする。責任の解除は報告を受ける利害関係者の手に委ねられているものの、責任の遂行状況は当事者のみ知りうるものである。当事者のアカウントビリティが問われる。これは会計のアカウントビリティにも適用される。この立場では、アカウントビリティは初期条件を客観的に記述しているかが問われる。ところで研究大会における蔭山氏の報告および蔭山〔2000〕では、反証可能性とアカウントビリティの関係を問うものである。理論に基づく予測と観察言明の間に矛盾がみられても、それが即座に理論の受容の否定になるわけではない。初期条件の不備に言及することで、理論の反証を否定することが可能だからである。こうした言い逃れを防止するのがアカウントビリティである。そうするとアカウントビリティは理論の反証可能性と理論の進化論的成長の要となる。社会通念と蔭山氏の報告のアカウントビリティの内容は異なるが、問題点を発見するのにアカウントビリティは欠かせない点では共通している。

²¹ 報告の会計と切り離せないのが監査である。現行の監査における「適正性監査」は報告の客観性を保証するものである。その客観性は著しく偏向を受けた情報が発見されないことを意味している。すなわち会計で表明される初期条件が社会一般の公正性に反しないことを意味している。会計と監査の関係についてはLittleton〔1933〕を参照。

批判的な検討の材料を提供するものとしてアカウントビリティを規定する。第二の方法は、第一の方法とは責任概念を共有しながら、新たな権利としての「知る権利」とこれに応答する責任としてのアカウントビリティを説くものである。これは利害関係者の立場からアカウントビリティを規定する点に特色がある。そうすると、第一の方法における客観性を確立するのに、第二の方法は関与する。第三の方法は、アカウントビリティの指示内容をもたない日本語の事情に言及したカーチス〔Curtis 1971〕に依拠して、レスポンスビリティとアカウントビリティの差異からアカウントビリティを説くものである。第四の方法は語源からアカウントビリティを説明するという常套的な方法ではあるが、先の方法とは異なり、アカウントビリティを報告様式という技術的側面から規定していく。確かにアカウントビリティの語源であるアカウントの語義には、説明だけでなく、勘定という会計の技術が含まれている。勘定は企業の実際の取引内容を指示する名称であるが、その適用次第では会計で報告される内容も変化する。その結果、第一の方法で問題にされた責任の批判的検討の内容も変更する可能性は否定できない。第四の方法に立脚すれば、実際の会計処理を規定する会計基準のあり様が課題となろう。

本報告では、アカウントビリティの問題を第四の方法に基づいて検討していく。ここでは、新たな会計基準作成の指針となり、また現行の会計基準がもつ特質を規定する「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』」における方法論、制度設計に見られる工学の立場を中心にして検討を加えていく。

2. 「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』における方法論と制度化の手続き

アカウントビリティにおける報告の技術に関して「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』」を例にして検討していくが、それに先立って背景的事情について簡単に整理しておきたい。「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』」の編成に当たったのは財団法人財務会計基準機構である。これは2001年7月に設立された民間の財団であり、大蔵省、そして金融庁の下に設置されている企業会計審議会に代わって会計基準の設定に当たるものである。財団の設立趣旨には「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する諸制度の調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献等を行い、もってわが国における企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与すること」が挙げられている〔財団法人 財務会計基準機構 2001〕。この財団の

中で実際に会計基準の設定の役割を果たすのが企業会計基準委員会である。委員会では財団の設立趣旨に沿って会計基準を設定しているが、その設立当初から概念フレームワークの制定を重要プロジェクトに指定していた。委員会はワーキング・グループを設置して、2004年7月には会計基準作成の指針となる「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』」が公表された。その後、2004年9月および2006年12月に文言の修正等が加えられた「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』」が新たに公表されたが、それらは最初に公表されたものの基本的見解を変更するものではない。

さて企業会計基準委員会〔2004a, 2004b, 2006〕では会計基準の基礎概念を要約あるいは整理する意義を強調している。基礎概念を通じて明示化される仮定および演繹法に基づくモデルは規約に基づく体系的なものである。これは、「会計基準の体系的安定性が得られれば、会計基準の変化についての予見可能性が高まる」という利益をもたらす²²〔企業会計基準委員会2004b: □〕。この体系性は客観的な報告の実現を支えるものであり、会計基準には合理性、適正性および確実性が客観性の意味であると、企業会計基準委員会〔2004a, 2004b, 2006〕は規定している。そこにはポパー〔Popper 1945a〕の「ユートピア工学」に基づく社会改良の構想が現れている。「合理的な行為はどれも、一定の目標をもつはずである。それは、目標を意識的かつ整合的に追求し、またこの目的に適うようにその手段を決定する程度において合理的なものとなる」〔Popper 1945a: 157, 訳 157〕。事実、企業会計基準委員会〔2004a, 2004b, 2006〕では投資家が企業価値の評価や将来の企業の成果を予測するのに有用な情報として財務報告が実施されるものとしている。そして『財務報告の目的』で投資家の意思決定に有用であることを財務報告（会計）の目的と定めている。これを実現する手段である会計情報が備えるべき技術上の基準を規定しているのが、『会計情報の質的特性』である。会計の対象である企業取引が発生した場合に、『会計情報の質的特性』を実際の財務諸表作成に適用する方法を規定しているのが『財務諸表の構成要素』である。特に、勘定という記号が『財務報告の目的』に合致した意味内容を指示することと『会計情報の質的特性』が矛盾しないことが強調されている。ここで問題になる

²² 企業会計基準委員会〔2004a, 2004b〕は「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』の公表にあたって」で討議資料の役割や目的に言及している。企業会計基準委員会〔2007〕では、この部分は削除されている。企業会計基準委員会〔2004a, 2004b〕が啓蒙的な役割を果たすものであり、この役割が消失したわけではない。

のは、「ユートピア工学」の手段としては『財務諸表の構成要素』だけでは不十分だということである。『財務諸表の構成要素』は会計情報の一般的属性を記述しているだけである。ところで現実の企業の経済的事情を報告するためには、これに加えて、現実の企業を取り巻く経済的関係の中から会計の報告対象となる事実を認識し、これを貨幣表示額で測定する手続きが実施されなければならない。この現実認識と測定のための技術的要件を規定し、会計情報が現実の企業の経済的事情を指示内容とすることを記述しているのが『財務諸表の認識と測定』である。

会計は、特定の状況の下で、投資家が意思決定を行う場面や、利害関係者が当事者の受託責任の解除を果たす場面における初期条件を表明している。そのため、投資家や利害関係者が企業の条件を理解するのに、会計の表示には客観性が求められる。上述の企業会計基準委員会〔2004a, 2004b, 2006〕においても『会計情報の質的特性』の中で会計における客観性の特性に言及している。そこでは三つの特性が示されている。第一の特性は中立性である。これは、利害関係者の立場に配慮して、偏向された表示を排除するものである。第二の特性は検証可能性である。これは、会計担当者の違いによって、会計の測定値が変動することを抑制するために、会計担当者の測定方法は一般的に許容される方法に基づくことを要請するものである。そして第三の特性は表現の忠実性である。会計が初期条件を適切に表明するために、取引の状況を適切に表示するだけでなく、投資家や利害関係者の誤解を招く表示を禁止するものである。これらは会計の表示が社会で受容可能な状態にあることをもって客観性とするものであり、客観性を規定する特定の方法論を展開しているわけではない。こうした客観性は、観察言明の受容の基準として間主観性に基づくテストの再現可能性を掲げるポパー〔Popper 1959〕の客観性の解釈との違いはない。

その一方で、企業会計基準委員会〔2004a, 2004b, 2006〕は、客観性を合理性、適正性および確実性とも解釈し、客観性を満たす会計の設計を進めている。ここでは経験主義的な会計を排除し、投資の意思決定有用性に適用できる会計の設計が課題とされている。これをみる限り、社会改良としての「ユートピア工学」で展開されている合理的な制度設計に対する信頼を置く知識論や方法論を企業会計基準委員会〔2004a, 2004b, 2006〕は支持している観がある。ポパー〔Popper 1945a〕は目的と手段の組み合わせを適切に選択できる点に「ユートピア工学」の実行可能性を見出しているが、これは必要な情報の入手、どの状況でも適用できる知識と手段の産物である制度の設計があって実現する。

現実の属性を示すのに必要な情報が入手され、知識は手段を現実の状況に適用した場合の結果を事前に予測するだけでなく、この予測と結果とが一致することを当然視している。「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」を現実の制度設計に適用する場合には、当然、そのような方法論や手続きが反映されている。

ところで会計基準の作成は、「ユートピア工学」たる演繹主義的アプローチだけが主たるアプローチであったわけではない。長い間、主たるアプローチだったのは経験主義的アプローチと呼ばれるものであった。経験主義的アプローチは、長年の実務慣行の中から一般的な承認を得た実務を会計基準に定めるアプローチである。したがって経験主義的アプローチは、合理性、確実性や正当性を重視する演繹主義的アプローチとは異なる立場である。その立場はハイエク [Hayek 1973] のノモスやコスモスにみられるルール観や制度観に通じるものである。企業会計基準委員会 [2004a, 2004b, 2006] は経験主義的アプローチから演繹主義的アプローチへの転換を示す例といえる。「会計基準の設定においては、それまでの帰納的アプローチに規範的・演繹的アプローチを取り入れようとする動きが進行した。その奇妙な対照性ないし離反性が拡大する過程において概念フレームワークが作成されたことは、注目しておいてよいであろう」[大日方 2005: 54]。

ところが「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」に限らず、同種概念フレームワークを設けて明瞭な方針に従う会計基準を設定する試みは、必ずしも概念フレームワークの現実化に成功しているわけではない。事実、演繹主義的アプローチを実務に導入する際には、演繹主義的アプローチと正反対のアプローチである経験主義的アプローチの援用を行っている場合もある。会計基準設定のアプローチにおいて、こうした状況が生じる事由を、以下の項目の検討を通じて明らかにしていきたい。

1. 経験主義的アプローチの展開と会計基準設定をめぐる事情
2. 演繹主義的アプローチへの転換の経緯

2.1. 経験主義的アプローチの展開と会計基準設定

会計基準の設定における経験主義的アプローチは、以下のような方法で会計基準を設定するアプローチである。「会計基準は会計実務を基礎とするとの考え方に基づいて、現実に行われている会計実務を観察し、その中からよりいっそう一般的・共通的なものをルールとして抽出する方法」である [桜井 2005: 151]。桜井 [2005] が認めているように、会計実務に取り入れられている手続きで妥当であると承認されたものを一般化するがこのアプローチである。つまり会計実務に

携わる者から承認され、遵守すべき手続きとしてルールの成立を促す点に、このアプローチの長所が認められる。会計は勘定と貨幣表示額による表示をもって報告をなすが、こうした表示は、取引の承認、実施、伝達、記録および保管というプロセスの中で特定の事実の発生を認識した上で実施される。事実認識と会計処理に社会的承認を求める経験主義的アプローチでは、会計による初期条件の表明に客観性が確保される。経験主義的アプローチに基づく会計基準の編成を試みただけでなく、後世にも経験主義的アプローチの影響を残したのが、リトルトンである。リトルトンには会計史家と会計理論家（会計基準研究者）という二つの顔があり、企業会計の成立事情の研究が、経験主義的アプローチこそがルールとしての会計基準の設定の方法論に相応しいという立場を彼に採らせた [Previtz and Merino 1998; 藤井 2005]。

リトルトン [Littleton 1933] は、会計史における重要な転換点は社員の有限責任制度および資本制度の導入による株式会社制度の誕生であると主張する。社員の責任を規定する有限責任制度と債権者の保護を図る仕組みである資本制度との間には、保護の対象者に違いがあるとはいえ、財産権の保護を図る点では共通している。有限責任制度は社員が負うべき財産上の負担を出資額に限定することで、株式会社に対する出資条件を明確にする。これと同時に社員の出資分を払込資本として維持し、これに見合う会社財産を確保するという資本制度の導入は、債権者に弁済すべき財産を会社内部に確保する。こうして、有限責任制度によって社員の財産権は保護され、資本制度は債権者の財産権を保護する。株式会社制度の手続き自体は、個人の正当な権利である財産権を尊重するという道徳的観点を実現するものである。リトルトン [Littleton 1933] も道徳的観点、それも財産権の保護という正義の観点の実現に株式会社制度の特色を見出している。ただし会計に多大な影響を与えているのは、株式会社制度の道徳的観点ではなく、それから派生した結果の方である。これは何かというと、株式会社における継続企業の成立である。資本制度は社員の請求による出資の払い戻しを禁じ、資本制度に基づく会社財産の確保を図るものであるが、これを実効あるものにするためには、安定的な財源（調達源泉）である払込資本と処分可能な利益を厳密に峻別する必要がある。これによって株式会社が継続して事業を展開していくための財源が確保されるだけでなく、事業の成果を測る指標として利益が算定され、一定期間毎に出資者に報告するという行為が株式会社の運営において意味をなす。そして会計も出資と利益を峻別する株式会社の運営の要請に応じて、払込資本の顛末を報告する事業主資本理論が登場

してくる。ただしその登場は、道徳的観点からみて正義を実現する株式会社制度の成立から派生した事業の継続性を受けて会計における報告が実施されたものであり、会計は出資者への報告を目的として、勘定や貨幣表示額による情報様式が設計されたわけではない。リトルトン [Littleton 1933] のこうした立場は、ヒューム [Hume 1751 = 2004] やスミス [Smith 1759 = 2006] における正義論に基づく道徳規範およびルールの成立を会計の場に持ち込むものといえよう。

2.2. 演繹主義的アプローチへの転換の経緯

株式会社制度を前提にした経験主義的アプローチは「一般に公正妥当と認められたところを要約」して会計基準を設定する方法論である。こうした会計基準の設定に反対するのが演繹主義的アプローチである。このアプローチが登場し、経験主義的アプローチに対する批判が高まったのは、1950年代以降である。演繹主義的アプローチが、経験主義的アプローチを批判する基準として提示し、会計基準の設定手続きで満足させるべき基準としているのが、「科学主義」である

[Mattessich 1995; Previtz and Merino 1998; Goldberg 2001]。演繹主義的アプローチによれば、経験主義的アプローチは「主観的」アプローチである以上、経験主義的アプローチに基づいて会計基準を設定すると、会計基準の客観性が保証されないことを問題視する

[Chambers 1957; Spacek 1958a; Devine 1960]。その批判は次のようなものである。経験主義的アプローチに基づく会計基準では実践の要約であるため、その解釈は現時点までの特定の状況に対応したものすぎず、利害が衝突する一般的な状況に会計が適合することを保証するわけではない。演繹主義的アプローチが「科学主義」を標榜するのは、会計基準の中から経験主義的アプローチを追放して、一般的な状況に対応できる正当で、確実な会計処理を会計基準に組み入れることを目的にしているからである。

客観性の基準を満足させるために、演繹主義的アプローチは次の二つの手続きを重視する。一つは公理を整備し、それを演繹して原則を編成する手続きであり、もう一つは財務報告の要素である認識と測定の対象を観察可能な事象に限定する手続きである。こうした手続きを採用するに当たって、演繹主義的アプローチが参照したのは、経済学である。「稀少資源の管理と所得および生産量の測定こそが会計学と経済学の研究課題である」[Mattessich 1956: 551]。これはロビンズ [Robbins 1932] による経済学の定義に対応するものである。そして経済学における稀少資源の効率的な配分の理論を提示するために、財務会計は経済的特質を指示する属性を表示し、その属性と経済的事実の対応

関係を表すのに線形写像を導入したモデルが提示されている [Mattessich 1956; Mattessich 1995]。演繹主義的アプローチを提唱する研究者の中には経済学を模範にした理論を整備するだけで「科学主義」の基準を満足させると考えている者もいたが、これに加えて、観察可能な事象の認識および測定をすることで財務会計は事実に根ざした報告がなされると考える研究者もいた。ディヴァイン [Devine 1960] によれば、理論や数学の利用は記述から解釈を除外するのに有効であるとしている。しかしその記述が事象を指示しない限り、その記述は意味のない記述であるとし、観察可能な事象を認識し、測定することが、財務会計に意味を与えているとしている。

それでは演繹主義的アプローチの採択には、問題はないのであろうか。演繹主義的アプローチには以下の二点を解決しているとはいえない。

演繹主義的アプローチに基づく財務会計を受容する基準は何であるかが、第一の問題点である。経験主義的アプローチでは、社会的な承認を得た道徳的観点に基づく財産権の保護に資する有用性を基準としている。つまり経験主義的アプローチの名称の通り、社会的な実践という場が経験主義的アプローチの受容の根拠になっている。さて、演繹主義的アプローチでは、その客観性をもって採択されることを根拠にしている。具体的には、予測の確実性に基づくものである。演繹主義的アプローチでは効率性を分析する理論に照らして観察された事象を測定する。そして財務会計の利用者がその測定値を用い、利用者の意思決定を支援するならば、財務会計は意味を有する。それでは、その測定値が意思決定に対して必要な条件を提供しない場合は、会計は意味を失うのであろうか。その場合でも、即座に財務会計のモデルが棄却されるのではなく、モデルを利用することによるメリットが大きいと判断される場合には、そのモデルは適用され続ける [FASB 1978; FASB 1980; Riahi-Belkaoui 1997; 企業会計基準委員会 2004a; 斎藤 2005; 米山 2005]。つまり演繹主義的アプローチは当初の客観性の基準を緩めており、結局は経験主義的アプローチに対する優位性は失われている。

第二の問題は、会計基準の設定と価値をめぐる問題である。より具体化すると、価値自由、あるいは価値中立的な会計基準を設定することは可能かを問うのが、第二の問題である。演繹主義的アプローチが「科学主義」を標榜する理由の一つには、観察可能な事象と理論で構成される財務会計には、その報告に特定の価値を含まず、解釈という主観的な要素を排除できる点が挙げられる [Riahi-Belkaoui 1997; Goldberg 2001]。だがその利点も会計基準の選択を迫られた場合には、価値

という問題を排除できるのかは疑問が残る。会計基準の設定に関して代替可能な複数のアプローチが提示される場合において、最善のアプローチを選択する基準に関しては、演繹主義的アプローチは示していない。そうすると演繹主義的アプローチを会計基準の設定に採択する積極的な理由は、明らかではない。寧ろブローグ [Blaug 1992] が指摘しているように、テクノクラートあるいは会計プロフェッションが、理想と考えるアプローチが採択される可能性がある。そして採択に当たっては、暗黙の内に価値への支持がなされている。事実、会計プロフェッションにおけるアプローチの選好をめぐる争い、会計基準設定をめぐる政治的闘争がアプローチの選択に影響を及ぼしている [May 1957; Jennings 1964; 千代田 1998; Previtz and Merino 1998; Chenok 2000]。

こうした二つの問題点を解決しない限り、演繹主義的アプローチは演繹主義的アプローチであるが故に正統性を主張することになる。そこでは経験主義的アプローチを育んできた実践から反省する機会も失われよう。

3. 結論

企業会計基準委員会のワーキング・グループが発表した「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」は、財務会計の理想像をポパー [Popper 1945a] の「ユートピア工学」に求めるものである。ポパー [Popper 1945a] が指摘しているように、制度の革新運動としての側面をもつ「ユートピア工学」には、社会に対する特定のビジョンや価値が含まれている可能性は否定できない。それというのも制度設計には規範的側面があり、自ずと他の制度設計の可能性を禁止するからである。しかし演繹主義的アプローチにその資格があるかは疑わしい。演繹主義的アプローチを採択する根拠自体が曖昧であり、財務会計が果たす機能や価値に対しても、演繹主義的アプローチは言及を避けているからである。寧ろ経験主義的アプローチには演繹主義的アプローチよりも優れている点が認められる。特定の利害関係者の立場に偏らず、実践を通じて受容され、展開していく経験主義的アプローチは、演繹主義的アプローチに比べて、既存の会計基準の問題点を発見し、改善していけるからである。

しかし方法論の次元で未解決の問題が取り残されている状況の中で、演繹主義的アプローチを採択する動きが強まっている。それでも財務会計の世界から経験主義的アプローチを一掃することは困難であろう。会計処理に係る実務レベルの問題において、大日方 [2002] が指摘しているように、演繹主義的アプローチの方針を受容しながら、経験主義的アプローチに基

づく会計処理が支持されている。また「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」においても「内的な整合性」という既存の制度の適用を妨げないという経験主義的アプローチに言及している。これは、演繹主義的アプローチの全面的な適用に限界を設けるという意味で意義深い提案である [FASB 1980; IASB 2001; 桜井 2002; 大日方 2005; 斎藤 2005]。会計基準の設定には、演繹主義的アプローチが排除してきた「経験の蒸留」の役割が必要であることを再確認しているからである。それと同時に会計基準の受容については会計プロフェッションをはじめとする関係者に次のような責任を課したといえる。リトルトン [Littleton 1958] が主張する道徳的観点を含む「再発見されるものとしての会計」あるいはパウエル [Powell 1960] の「実践と理論に配慮した会計」を通じて、解釈と批判という実践を絶えず繰り返す、会計が育んできた社会的機能を充実させる責任である。つまり、特定のアプローチを擁護し、これに基づくアカウンタビリティではなく、実践の中で問題点を改善し、報告内容を充実させていくアカウンタビリティを遂行していく責任を果たすことである。

【参考文献】

- AICPA 1988 *Statement on Auditing Standards No.55*.
—— 1995 *Statement on Auditing Standards No.78*.
Blaug, M. 1992 *The Methodology of Economics*, 2nd ed., Cambridge Univ. Press.
Caldwell, B. 2004 *Hayek's Challenge : An Intellectual Biography of F. A. Hayek*, Chicago Univ. Press.
Chambers, R. J. 1955 "Detail for a Blueprint." *Accounting Review*, April, pp.206-215.
Chenok, P. B. 2000 *Foundations for the Future : The AICPA from 1980 to 1995*, JAI Press.
千代田邦夫 1998 『アメリカ監査論 [第2版]』中央経済社。
COSO 1992 *Internal Control- Integrated Framework*. (邦訳) トレッドウェイ委員会組織委員会著, 鳥羽至英・八田進二・高田敏文訳, 1996, 『内部統制の総合的枠組み [理論編]』白桃書房。
—— 2004 *Enterprise Risk Management- Integrated Framework*. (邦訳) トレッドウェイ委員会組織委員会著, 八田進二監訳, 2006, 『全社的リスクマネジメント [フレームワーク編]』東洋経済新報社。
Curtis, G. L. 1971 *Election Campaigning : Japanese Style*, Columbia Univ. Press. (邦訳) カーチス著, 山岡清二訳, 1971, 『代議士の誕

- 生：日本保守党の選挙運動』サイマル出版。
- Devine, C. T. 1960 “Research Methodology and Accounting Formation.” *Accounting Review*, July, pp.387-399.
- FASB 1978 *Statement of Financial Accounting Concept No.1*. (邦訳) FASB 著, 平松一夫・広瀬義州訳, 2002, 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社。
- 1980 *Statement of Financial Accounting Concept No.2*. (邦訳) FASB 著, 平松一夫・広瀬義州訳, 2002, 『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社。
- 藤井秀樹 2005 「リトルトンと取得原価主義会計の系譜」平林喜博編『近代会計成立史』所収論文, 同文館出版。
- Gamble, A. 2006 “Hayek on Knowledge, Economics, and Society.” in Feser, E. ed. 2006 *The Cambridge Companion to Hayek*, Cambridge Univ. Press.
- Goldberg, L. 2001 *A Journey into Accounting Thought*, Routledge.
- Hayek, F. A. 1973 *Law, Legislation and Liberty : A New Statement of the Liberal Principles of Justice and Political Economy vol. : Rules and Order*, Routledge & Kegan. (邦訳) ハイエク著, 矢島釣次・水吉俊彦訳, 1987, 『ハイエク全集 8 ルールと秩序』春秋社。
- Hume, D. 1751 = 2004 *A Treatise of Human Nature*, Dover. (邦訳) ヒューム著, 大槻春彦訳, 1980, 『世界の名著 ロック・ヒューム』中央公論社。
- IASB 2001 *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- Jennings, A. R. 1964 “Opinions of the APB.” *Journal of Accountancy*, January, pp.28-34.
- 蔭山泰之 2000 『批判的合理主義の思想』未来社。
- 経済安定本部企業会計制度対策調査会 1949 「企業会計原則の設定について」。
- 企業会計基準委員会 2004a 「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」。
- 2004b 「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」。
- 2006 「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』」。
- 小池和男 1999 『仕事の経済学 [第2版]』東洋経済新報社。
- Littleton, A. C. 1933 *Accounting Evolution to 1900*, AICPA. (邦訳) リトルトン著, 片野一郎訳, 1979, 『リトルトン会計発達史 [増補版]』同文館出版。
- 1958 “Accounting Rediscovered.” *Accounting Review*, April, pp.216-223.
- Mattessich, R. 1956 “The Constellation of Accountancy and Economics.” *Accounting Review*, October, pp.551-564.
- 1995 *Critique of Accounting : Examination of the Foundations and Normative Structure of an Applied Discipline*, Quorum.
- May, G. O. 1957 “Business Combinations : An Alternate View.” *Journal of Accountancy*, April, pp.33-36.
- Oakeshott, M. 1962 *Rationalism in Politics and other Essays*, Methuen. (邦訳) オークショット著, 嶋津格・森村進他訳, 1988, 『政治における合理主義』勁草書房。
- 大日方隆 2002 「キャッシュフローの配分と評価」斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』所収論文, 中央経済社。
- 2005 「会計情報の質的特性」斎藤静樹編『詳解「討議資料 『財務報告の概念フレームワーク』』』所収論文, 中央経済社。
- Paton, W. A. & Littleton, A. C. 1940 *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA. (邦訳) ペイトン & リトルトン著, 中島省吾訳, 1953, 『会社会計基準序説』森山書店。
- Polanyi, M. 1958 *Personal Knowledge : Towards a Post - Critical Philosophy*, Chicago Univ. Press. (邦訳) ポラニー著, 長尾史郎訳, 1985, 『個人的知識』ハーベスト社。
- Popper, K. R. 1945a *The Open Society and Its Enemies vol. : The Spell of Plato*, Routledge & Kegan. (邦訳) ポパー著, 内田詔夫・小川原誠訳, 1980, 『開かれた社会とその敵 : 第一部 プラトンの呪文』未来社。
- 1945b *The Open Society and Its Enemies vol. : The High Tide of Prophecy ; Hegel, Marx, and The Aftermath*, Routledge & Kegan. (邦訳) ポパー著, 内田詔夫・小川原誠訳, 1980, 『開かれた社会とその敵 : 第二部 予言の大潮 ; ヘーゲル, マルクスとその余波』未来社。
- 1959 *The Logic of Scientific Discovery*, Hutchinson & Co. (邦訳) ホパー著, 大内義一・森博訳, 1971-72, 『科学的発見の論理 (上・下)』恒星社厚生閣。
- Powell, W. 1960 “The Challenge to Research.” *Journal*

of Accountancy, February, pp.34-41.

Previts, G. J. & Merino, B. D. 1998 *A History of Accountancy in the United States*, Ohio State Univ. Press.

Riahi-Belkaoui, A. 1997 *Research Perspectives in Accounting*, Quorum.

Robins, L. 1932 *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, Macmillan. (邦訳) ロビンス著, 辻六兵衛訳, 1957, 『経済学の本質と意義』東洋経済新報社.

斎藤静樹 2005 「討議資料の意義と特質」斎藤静樹編『詳解「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』』』所収論文, 中央経済社.

桜井久勝 2002 「会計情報の質的要件」』所収論文, 中央経済社.

—— 2005 「ディスカッション 2・概念フレームワークへの期待と討議資料の論点」斎藤静樹編『詳解「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』』』所収論文, 中央経済社.

Smith, A. 1759 = 2006 *The Theory of Moral Sentiments*, Dover. (邦訳) スミス著, 水田洋訳, 2003, 『道徳感情論』岩波文庫.

Spacek, L. 1958a “Can We Define Generally Accepted Accounting Principles?.” *Journal of Accountancy*, December, pp.40-47.

—— 1958b “*The Need for an Accounting Court.*” *Accounting Review*, July, pp.368-379.

米山正樹 2005 「討議資料の基本的な考え方」斎藤静樹編『詳解「討議資料『財務報告の概念フレームワーク』』』所収論文, 中央経済社.

財団法人 財務会計基準機構 2001 「財団の概要目的及び事業」.



L. v. ミーゼスにおける因果律と境界設定問題の方法論的解決——ミラー氏のコメントに答えて

徳丸夏歌 (京都大学大学院)

2007年9月にプラハで開かれたPopper Conference 2007における筆者の研究発表 “*Popper’s analysis of the problems of induction and demarcation and Mises’ justification of the theoretical social sciences*” に関連して、デイヴィッド・ミラー氏よりミーゼスの因果律の論理的表現に関して重要な指摘を受けた。ミラー氏の指摘は、筆者がミーゼスの理論社会科学における因果律を、下

記T1’ として論理的に表現し、T1’ が反証される場合について分析したことについて、1. 因果律の論理的表現として強すぎる事、2. デュエム＝クワインテーゼ自体では反証可能性を回避できない事、の二点であった²³。

 “The cause of any observable effect in the social sciences is the rational behavior of humans in certain situations.” Logically, we can express this as follows:

T1: if human rational behavior Bx (pursuit of aim) exists as a cause, and given the condition Cy , the effect Pz always be observed.

$$T1': (\forall x)(\forall y)(\forall z)((Bx \wedge Cy) \longleftrightarrow Pz)$$

T1 expresses a necessary connection of causality between the effect Pz and the cause Bx and condition Cy , i.e., $(Bx \wedge Cy)$.

Hence T1 is falsified if the cause is given, but not the expected effect related to that cause, and vice versa.

 以下は、ミラー氏のコメントに対する筆者の回答である。

Nagoya
 November 18th, 2007

Dear Prof. Miller,

Thank you very much for your important comments on my paper. In fact, the problems you pointed out are that I am bothered for long time, so it is quite inspiring and helpful that you give me comments for revisions of my paper.

In the process I write the paper, I've changed my logical formation on Mises' causality at least 5 times in drafts as follows:

²³ 論文内容詳細については、徳丸夏歌「L. v. ミーゼスの先験主義の認識論的立場：その理論社会科学正当化の批判的考察」、京都大学21世紀COEプログラム「先端経済分析のインターフェイス拠点の形成」ディスカッションペーパーシリーズ、先端経済分析研究推進機構、No. 117、2007年
 URL:<http://www.kier.kyoto-u.ac.jp/coe21/result-DP.html> を参照されたい。

1. $(B \wedge C) \rightarrow P$
2. $(B \wedge C) \longleftrightarrow P$
3. $(B \wedge Cx) \longleftrightarrow P$
4. $(\forall x)(Bx \wedge Cx) \longleftrightarrow Px$
5. $(\forall x)(\forall y)(\forall z)(Bx \wedge Cy) \longleftrightarrow Pz$

Your comments state that my fifth formation, the final version, is too strong as a formation of causalities. And you recommend changing it to the first one. I think this indication is quite right. With this formation, I may be able to explain the fact happened in England in 19th century as a result of my rational behavior in Japan. Mises never claims such a strong causality. So this is a serious mistake I have to improve.

However, I would like to suggest improving the logical formation of causality to the second or the third one, not the first one. Of course it seems to be quite funny as a logical formation of causality to express it “double allows”, since it means that effects P is not only a necessary condition, but also a sufficient condition of a cause $(B \wedge C)$.

However, I would like to emphasize that Mises' ideas on causalities is different from that of common sense or a normal concept of causalities. Normally, if there exists an effect (or one can observe it) on which one tries to explain from the point of causalities, one may expect several possibilities of causes that triggered the effect. However, Mises thought that the existence of social knowledge, i.e., the possibility of social science in itself, proves that humans rational behavior always work as a cause, and he dogmatically excluded the other possibilities of causes from social sciences (see my second interpretation of “category of action”). In other words, Mises thought that the phenomena triggered by the other causes are out of subject of the theoretical social science, which is sui generis discipline, i.e., praxeology. Therefore, one may state that an effect proves sufficient conditions of the human rational behavior as a cause *inner praxeology*. Mises states that human rational behavior is “final cause” (Mises 1949, p.23) for social knowledge.

Yet Mises doesn't exclude the possibility that initial condition falsify statements of praxeology. He states that the possibility of statement of praxeology may be falsified by a difference between theories and experiences. So one may say that statements of praxeology can be falsified by a fact of indecent condition Cx :

$$(B \wedge (\exists x) \neg Cx) \wedge P$$

In other words, Mises constructs praxeology to direct falsifications only to initial conditions Cx , not the category of action (human rational behavior) B . However, he also states that a statement of praxeology can be *verified* if even one case which supports the statement can be observed. He states,

The disagreement between the theory and the facts of experience consequently forces us to think through the problems of the theory again. But so long as a re-examination of the theory uncovers no errors in our thinking, we are not entitled to doubt its truth. (Mises 1933, p. 30)

Naturally, this assertion includes a kind of induction and is never justifiable.

As you correctly pointed out, Mises' tried to give a methodological solution of the problem of demarcation as Popper does in the social sciences. I don't assert that Duhem-Quine these in itself states to avoid falsifications, but that Mises hold a conventionalistic strategies, a kind of instrumentalism, in his way to justify praxeological theories methodologically. As I mentioned above, Mises claims that if only one case, which support theories of praxeology, can be observed, the theory is justified as a “useful” instrument for observations. Mises states,

The a priori categories are the *mental equipment* by dint of which man is able to think and to experience and thus to acquire knowledge. Their truth or validity cannot be proved or refuted as can those of a posteriori propositions, because they are precisely the instrument that enables us to distinguish what is true or valid from what is not. (Mises 1962, p. 18)

Thus Mises substitute the idea of truth-value for that of usefulness. My point is that, in spite of Mises admits the statements of praxeology can be falsified by an indecent initial condition of Cx , he also tries to escape such falsifications to introduce instrumentalistic strategies, i.e., to substitute the idea of truth -value for usefulness.

To conclude, Mises tries to solve the problem of demarcation methodologically to introduce several methodological rules coincidentally.

1. “Category of action” in itself is never falsified since it is a definition.
2. “Category of action” is only and final cause of all

3 A General Account of Selection: Biology, Immunology, and Behavior, with Rodney E. Langman and Sigrid S. Glenn

Part II SELECTION IN THE EVOLUTION OF SCIENCE

4 A Mechanism and Its Metaphysics: An Evolutionary Account of the Social and Conceptual Development of Science

5 Why Scientists Behave Scientifically

6 What's Wrong with Invisible-Hand Explanations?

Part III TESTING OUR VIEWS ABOUT SCIENCE

7 A Function for Actual Examples in Philosophy of Science

8 The Evolution of Conceptual Systems in Science

9 Testing Philosophical Claims about Science

10 That Just Don't Sound Right: A Plea for Real Examples

11 Studying the Study of Science Scientifically

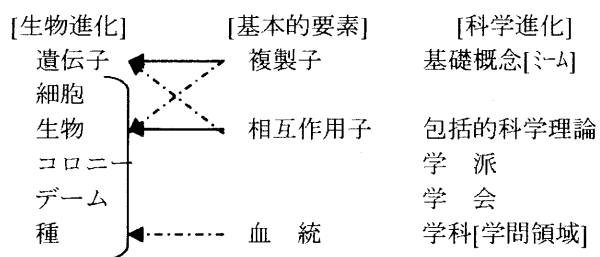
Hull は、生物の進化と同様に、科学的諸概念の進化をも説明できるようなフレームワークを示し、その上で、科学における概念進化のプロセスを分析し検証する。ここでの構想は、単に、遺伝子にもとづく生物進化の仕組みを、他の領域に適用しようとするものではない。むしろ、生物進化も一つのタイプとして含むような、より一般的なフレームワークが提唱されている。具体的には、複製子[replicator]、相互作用子[inteactor]、そして血統[lineage]を基礎概念として淘汰[選択]プロセスを解明する。

そして、科学進化の仕組みを分析するにあたっては、第一に、社会的に定義された科学的グループ（たとえば、ダーウィン主義者）と概念的に定義された概念体系（たとえば、ダーウィン主義）とが区別される。両者はともに歴史の実体であり、互いに複雑な仕方でも相互作用する。第二に、概念的、包括的適合性と科学のゲーム構造とが識別される。科学のゲーム構造とは、具体的には、科学者の研究グループという社会構造である。研究グループに所属する科学者は業績の引用等により助け合うことで、そのグループの価値を高めることができる。ある生物が血縁淘汰により共通の遺伝子の出現率を高めるのと同様である。すなわち、科学者グループは、概念や理論の包括的適合性を高めることで、存続し、また進化することになる。

まずは第 I 部で、生物学的進化における淘汰の仕組みを考察し、従来の遺伝子、細胞、生物、種...といった概念が、われわれと類似した生物のみを想定した限定的な概念であると指摘し、「...もし進化論が本当に適切であるとするならば、われわれとほとんど同様の生物のみならず、あらゆる種類の生物に適用されなければ

ならない。多細胞性と性別は稀で基準から外れており、逸脱している。」[p.15]、「おそらく、進化のプロセスにおいて機能した生物の全範囲を取り扱うために適切な進化論は、また、文化のおよび概念的進化を取り扱うためにも適切であろう。」[p.16]と論ずる。

そこで、進化プロセスに共通する基本要素として「複製子」「相互作用子」「血統」が提唱され、これに関連して、従来の考え方に対する反論も含めて示唆に富む論述が展開される。紙幅の関係から、その具体的な内容は紹介できないが、彼の構想を以下のように整理してみた。ただし「血統」の位置づけや科学進化との対応関係について必ずしも明確に示されていないので、評者の勝手な解釈を付加している。



- *複製子: 連続した複製においてほとんど無傷でその構造を伝える実体。
 - *相互作用子: 相互作用を通して複製を差別化するような方法で、結合力ある全体として、環境と相互作用する実体。
 - *血統: 複製の結果として同じ状態または変更された状態において時間を通して無期限に持続する実体。
- [pp.109-110]

なお、科学進化の局面では、科学者は、その脳を通して概念等を複製する媒介となるのみならず、重要な相互作用を促進する「エージェント」として位置づけられる（この概念は生物進化には登場しない）。概念や理論が直接に相互作用するのではなく、科学者が媒介となって初めて可能となる。この点は、ポパーの世界3の議論と比較検討する余地がある。

第 II 部においては、科学の進化における淘汰について、科学哲学の諸説といえども経験的なテストに晒されるべきであるとの考え方を示し、第 III 部では、その可能性を探っている。基本的には、われわれの概念の変化のプロセスは、科学的概念であろうと哲学的概念であろうと、進化プロセスとみなされるので、何らかのかたちで経験的に検証できるはずとの考え方にたっている。

第 II 部、第 III 部の内容は、各章のタイトルからは大いに期待されたが、評者にとっては、幾分「肩透かし」の感もある。科学者集団での相互引用や、盗用やデー

岩木信喜 九州女子大学人間科学部 助教授
 大驛 潤 東京理科大学 助教授
 飯高敏和 筑波大学人文社会科学部研究科博士
 課程（5年生博士）
 徳丸夏歌 京都大学大学院経済学研究科（博
 士後期課程）
 石川伊吹 立命館大学政策科学部 准教授

・住所変更

島信夫（釧路公立大学）
 住所：北海道釧路市芦野2丁目14番6号イ
 シダハイツD-7
 電話及びFAX番号：0154-38-6725

III. 2006年度決算報告

別紙参照

IV. 来年度年次研究大会予定

開催日は、2008年7月5日（土）の予定で、統一論題テーマ：場所：等について、会員からのアイデアも受け付けながら運営委員会で決定し、後日お知らせすることとなった。

V. その他

- ・査読つき論文の項目を『Popper Letters』に設けることとなり、以下のように投稿規程を検討し、網掛けの部分を変更した。

投稿規程

1. 機関誌『Popper Letters』に学術論文の項目を掲げる。学術論文の項目での論文掲載を希望する投稿者は以下の規定を了承したうえで投稿する。（学術論文以外の項目での投稿規定は特に設けない。）
2. 学術論文の項目への投稿規定
 - 1) 掲載を希望する者は、原則として、会員であること。
 - 2) 論文は原則として邦文とし、8000- 12000字の分量とする。
 - 3) 原稿はワープロ・ソフトで作成し、電子データで提出する。
 - 4) 運営委員会が指名する少なくとも2人の査読者が査読を行い、その意見に基づいて運営委員会が掲載の可否を判断する。掲載しない場合、その理由を投稿者に告げることとはしない。（以上削除）（以下追加）査読委員の意見・評価は、投稿者に匿名でお知らせする。
 - 5) 提出先は、日本ポパー哲学研究会事務局『Popper Letters』担当者とする。

◆ 2006年度会計報告（2006.4.1- 2007.3.31）

収 入	金 額
前 期 繰 越 金	536,689
会費収入	64,000
レター販売収入	4,190
第17回年次大会参加費収入	15,500
懇親会収入	72,000
弁当代(運営委員会委員負担)	6,300
計	698,679

支 出	金 額
会費振替手数料等	641
第17回年次大会関係(慶應大)	
飲み物代等	1,175
講演者御車代	10,000
懇親会費	125,000
郵送費	19,204
弁当代(運営委員等)	10,500
第18回年次大会郵送費	9,040
ポパーレター作成費・郵送費等	
第18巻1号	34,140
同 郵送費等	11,440
印刷代	3,000
第18巻2号	59,955
同 郵送費等	14,400
印刷代	8,000
次 期 繰 越 金	392,184
計	698,679

以上の通り報告致します。

2007年7月6日 事務局

会計担当 富塚嘉一（中央大学）

監 事 渡部直樹（慶応大学）



ポパーレター (通巻 36 号)

2008 年 1 月発行

発行人 立花希一

編集・発行 日本ポパー哲学研究会事務局
〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45
慶応義塾大学法学部 (萩原能久研究室)
TEL.03-5427-1389 FAX.03-54271-1578
E-mail : hagiwara@law.keio.ac.jp